

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	
大阪都市計画局 拠点開発室	1 普通財産の貸付について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【令和8年4月1日付け改正前の大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。	
	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	476.58㎡	道路	免除	令和6年3月22日から 令和7年9月30日まで		
	2 普通財産の貸付料の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。						
	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	750㎡	医学用実験施設の設置	(注) 2,618,787円	平成28年4月27日から 令和18年4月26日まで		
	(注) 公有財産台帳では、年間貸付料が「2,404,764円」のまま放置されていた。						
	3 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。						
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料		借用期間
	土地	泉佐野市 りんくう 往来北1	2台分	駐車場	264,000円		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	建物	泉佐野市 りんくう 往来北1	900.42㎡	執務室・倉庫	18,293,076円		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）